

第154号議案

長崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

1 長崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要

(1) 制定理由	P. 1
(2) 社会福祉法の改正の趣旨	P. 1
(3) 無料低額宿泊所の概要	P. 2
(4) 無料低額宿泊所の事業範囲	P. 2
(5) 無料低額宿泊所の基本方針	P. 2
(6) 条例制定後の無料低額宿泊所の届出、指導等	P. 3
(7) 長崎市の独自基準	P. 3
(8) 無料低額宿泊所の設備及び職員に関する基準	P. 4
(9) 根拠法	P. 6

福 祉 部

令和元年11月



1 長崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要

(1) 制定理由

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年6月8日公布。法律第44号）により、社会福祉法の一部が改正され、住居の用に供する施設を設置して第二種社会福祉事業を実施する場合の施設の設備及び運営について厚生労働省令を標準とし又は参酌し、条例で基準を定めなければならないと規定された（第68条の2）。このことに伴い当該条例を制定するものである。

なお、省令は、令和元年8月19日に公布された。

(2) 社会福祉法の改正の趣旨

社会福祉法の改正の趣旨は、無料低額宿泊所における貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援であり、無料低額宿泊所における貧困ビジネス対策においては、次の策が講じられることになった。

なお、この改正において、住居の用に供する施設を設置して第二種社会福祉事業を実施する場合の施設の総称が「社会福祉住居施設」と、施設を設置して第一種社会福祉事業を経営しようとする場合の施設の総称が「社会福祉施設」と定義づけられたが、無料低額宿泊所は、社会福祉住居施設に属する一つの事業形態となる。

	改正前	改正後
届出	第二種社会福祉事業を開始したときは、都道府県知事に事後に届け出なければならない。	国、地方公共団体及び社会福祉法人以外の者が社会福祉住居施設を設置して第二種社会福祉事業を開始するときは、都道府県知事に事前に届け出なければならない。
設備及び運営の基準	拘束力のないガイドライン（厚生労働省社会・援護局長通知）による。	<u>社会福祉住居施設の設備及び運営について、厚生労働省令を標準とし又は参酌し、条例で基準を定めなければならない。</u>
指導等	未届出の事業者に対して業務停止命令を行うことはできるが、届出のある事業者に対して改善命令、業務停止命令を行うことはできない。	社会福祉住居施設を運営する事業者に対して、都道府県知事は改善命令、事業停止命令を行うことができる。 (6)関係)

(3) 無料低額宿泊所の概要

無料低額宿泊所とは、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設をいう。無料低額宿泊所は、直ちに単身での居宅生活が困難な者に対し、居宅生活が可能となるまでの間の一時的な居住の場を提供するほか、他の社会福祉施設の入所対象にならない者に対し、居宅と社会福祉施設の中間的な居住の場を提供する役割を担うものである。

現在、無料低額宿泊所の中には、様々な生活支援に熱心に取り組んでいる事業者がある一方で、生活保護受給者等生計困難者を狭い部屋に住ませ、名目が曖昧で高額な利用料が請求されるなどのいわゆる貧困ビジネスも存在することが問題となっている。

なお、現時点で本市において、無料低額宿泊所を行っている事業者はない。

(4) 無料低額宿泊所の事業範囲

無料低額宿泊所の事業範囲については、以下のア、イのいずれの事項にも該当することを要件とする。(他の法令により必要な規制が行われている場合を除く。)

ア 次のいずれかの事項に該当していること。

(ア) 入居の対象者を生計困難者に限定している場合

(イ) 主な入居者が生計困難者(生活保護受給者が概ね5割以上)であり、入居に係る契約が賃貸借契約以外の契約である場合

(ウ) 主な入居者が生計困難者(生活保護受給者が概ね5割以上)であり、居室使用料・共益費以外の料金を受領して食事の提供、相談支援等のサービスを提供している場合

イ 居室使用料が生活保護法に規定する住宅扶助基準額以下であること。

(5) 無料低額宿泊所の基本方針

ア 入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者について、無料又は低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行う。

イ 入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努める。

ウ 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が独立して日常生活を営むことができるかについて常に把握する。

エ 独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助に努める。

オ 地域との結びつきを重視した運営を行い、市と連携して生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(6) 条例制定後の無料低額宿泊所の届出、指導等

ア 届出について

- (7) 市町村又は社会福祉法人が、社会福祉住居施設（無料低額宿泊所）を設置して、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。（社会福祉法第68条の2第1項）
- (イ) 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉住居施設（無料低額宿泊所）を設置して、第二種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、都道府県知事に届け出なければならない。（社会福祉法第68条の2第2項）

イ 指導について

- (7) 【調査】 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を営む者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させることができる。（社会福祉法第70条）
- (イ) 【改善命令】 都道府県知事は、届け出をし、社会福祉事業を営む者の施設が、基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を営む者に対し、基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。（社会福祉法第71条）
- (ウ) 【届出事業者に対する事業の停止命令】 都道府県知事は、届け出をし、社会福祉事業を営む者が規定に違反し、報告の求めに 응ぜず、若しくは虚偽の報告をし、検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営むことを制限し、その停止を命ずることができる。（社会福祉法第72条第1項）
- (エ) 【無届出事業者に対する事業の停止命令】 都道府県知事は届出の規定に違反して、社会福祉事業を営む者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営むことを制限し、その停止を命ずることができる。（社会福祉法第72条第3項）

※ 地方自治法施行令第174条の49の7の規定により、都道府県に関する規定は、中核市に関する規定として中核市に適用される。

(7) 長崎市の独自基準

現在、本市には無料低額宿泊所の地域的な特殊性が認められず、本市独自で省令で定める基準を強化又は緩和する必要がある事項は特になく、長崎市暴力団排除条例に基づく次の事項のみを独自基準で設ける。

- ア 無料低額宿泊所の職員その他運営に携わる者は、省令の基準に規定される「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない」に加えて、「長崎市暴力団排除条例第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でなくな

った日から5年を経過しない者であってはならない。」(第7条関係)

イ 無料低額宿泊所が暴力団又は暴力団員等(暴力団員及び暴力団関係者)を利用することがあってはならない。(第34条関係)

(8) 無料低額宿泊所の設備及び職員に関する基準

設備等の一般原則	○ 配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等、入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること。
設備の専用	○ 設備は専ら、当該無料低額宿泊所のために提供すること。ただし、提供するサービスに支障がない場合には、この限りではない。
規模	○ 5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものであること。
設備の基準	○ 建築基準法の規定を遵守した建築物であること。 ○ 消防設備については、消防法の規定に基づき必要な設備を設けること。 ○ 消防法上の設置義務がかからない施設についても、消火器の設置、自動火災報知設備の設置など、防火対策の充実に努めること。
居室の要件	○ 床面積は収納設備等を除き、7.43㎡以上。ただし、地域の事情(※)に応じて収納設備等を除き、4.95㎡以上であること。 ※ 地域の住宅事情、無料低額宿泊所の利用対象者数や地域の無料低額宿泊所等の状況等から、直ちにアパート等の居宅生活が困難な生計困難者の居住の場の確保に支障が生じる恐れがある場合 ○ 1居室の定員は1人。ただし、家族での入居などサービスの提供上、必要と認められる場合はこの限りではない。 ○ 居室の扉は堅固なものとし、居室ごとに設け、出入口は屋外、廊下又は広場のいずれかに直接面していること。 ○ 間仕切り壁は、天井まで達している堅固なものであること。

居室以外の設備の要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設置しなければならない設備 <ul style="list-style-type: none"> ・炊事設備、洗面所、便所、浴室、洗濯室又は洗濯場 ○ 上記設備の最低基準について <ul style="list-style-type: none"> (1) 炊事設備 火器使用部分是不燃材料を用いること。 (2) 洗面所・便所 入居定員に適したものを設けること。 (3) 浴室 入居定員に適したもので、浴槽を設けること。 (4) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。 ○ 必要に応じて設けるべき設備 <ul style="list-style-type: none"> ・共用室、相談室、食堂、その他必要な設備
職員配置の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設長 1名 ○ 職員 入居者数及び提供するサービス内容に応じた数 ○ その他 日常生活支援住居施設として生活扶助の委託を受ける場合は、当該施設の職員の配置要件を満たした数
職員の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設長の資格要件として次のいずれかの事項を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（社会福祉主事） ・都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ・社会福祉士 ・厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 ・同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定める者 (2) 社会福祉事業等に2年以上従事した者 (3) (1)又は(2)と同等以上の能力を有していると認められる者（社会福祉施設長資格認定講習会の課程を修了した者） ○ 職員の資格要件としては、できる限り社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者となるよう努めること。

(9) 根拠法

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

第七章 社会福祉事業（第六十条—第七十四条）

（社会福祉施設の設置）

第六十二条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を經營しようとするときは、その事業の開始前に、その施設（以下「社会福祉施設」という。）を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び種類
- 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 建物その他の設備の規模及び構造
- 五 事業開始の予定年月日
- 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- 七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第一種社会福祉事業を經營しようとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けようとする者は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を当該都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該事業を經營するための財源の調達及びその管理の方法
- 二 施設の管理者の資産状況
- 三 建物その他の設備の使用の権限
- 四 経理の方針
- 五 事業の經營者又は施設の管理者に事故があるときの処置

4 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつたときは、第六十五条の規定により都道府県の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。

- 一 当該事業を經營するために必要な経済的基礎があること。
- 二 当該事業の經營者が社会的信望を有すること。
- 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。
- 四 当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
- 五 脱税その他不正の目的で当該事業を經營しようとするものでないこと。

5 都道府県知事は、前項に規定する審査の結果、その申請が、同項に規定する基準に適合していると認めるときは、社会福祉施設設置の許可を与なければならない。

6 都道府県知事は、前項の許可を与えるに当たつて、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

(社会福祉施設に係る届出事項等の変更)

第六十三条 前条第一項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定による許可を受けた者は、同条第一項第四号、第五号及び第七号並びに同条第三項第一号、第四号及び第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。

3 前条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による許可の申請があつた場合に準用する。

(社会福祉施設の廃止)

第六十四条 第六十二条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて、社会福祉事業を営む者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

(社会福祉施設の基準)

第六十五条 都道府県は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 社会福祉施設に配置する職員及びその員数
- 二 社会福祉施設に係る居室の床面積
- 三 社会福祉施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 四 社会福祉施設の利用定員

3 社会福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

(社会福祉施設の管理者)

第六十六条 社会福祉施設には、専任の管理者を置かなければならない。

(施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始)

第六十七条 市町村又は社会福祉法人は、施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 事業の種類及び内容
- 三 条例、定款その他の基本約款

2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、施設を必要としない第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その事業を営もうとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 前項の許可を受けようとする者は、第一項各号並びに第六十二条第三項第一号、第四号及び第五号に掲げる事項を記載した申請書を当該都道府県知事に提出しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつたときは、第六十二条第四項各号に掲げる基準によつて、これを審査しなければならない。
- 5 第六十二条第五項及び第六項の規定は、前項の場合に準用する。

(施設を必要としない第一種社会福祉事業の変更及び廃止)

第六十八条 前条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営む者は、その届け出た事項又は許可申請書に記載した事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

(社会福祉住居施設の設置)

第六十八条の二 市町村又は社会福祉法人は、住居の用に供するための施設を設置して、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、その施設（以下「社会福祉住居施設」という。）を設置した地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び種類
- 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 建物その他の設備の規模及び構造
- 五 事業開始の年月日
- 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- 七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉住居施設を設置して、第二種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、前項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

(社会福祉住居施設に係る届出事項の変更)

第六十八条の三 前条第一項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第四号、第五号及び第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

(社会福祉住居施設の廃止)

第六十八条の四 第六十八条の二第一項又は第二項の規定による届出をした者は、その事業を廃止したときは、廃止の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

(社会福祉住居施設の基準)

第六十八条の五 都道府県は、社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、

利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営について、基準で条例を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 社会福祉住居施設に配置する職員及びその員数

二 社会福祉住居施設に係る居室の床面積

三 社会福祉住居施設の運営に関する事項であって、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 社会福祉住居施設の利用定員

3 社会福祉住居施設の設置者は、第一項の基準を順守しなければならない。

(社会福祉住居施設の管理者)

第六十八条の六 第六十六条の規定は、社会福祉住居施設について準用する。

(住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の開始等)

第六十九条 国及び都道府県以外の者は、住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第六十七条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

(改善命令)

第七十一条 都道府県知事は、第六十二条第一項の規定による届出をし、若しくは同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営む者の施設又は第六十八条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をして社会福祉事業を営む者の施設が、第六十五条第一項又は第六十八条の五第一項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を営む者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第七十二条 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第一項の規定による届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営む者が、第六十二条第六項(第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反し、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十八条、第六十八条の三若しくは第六十九条第二項の規定に違反し、第七十条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営むことを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許

可を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第一項の規定による届出をし、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の規定による許可を受け、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を営業者(次章において「社会福祉事業の営業者」という。)が、第七十七条又は第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者であることを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。
- 3 都道府県知事は、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項、第六十八条の二第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項の規定に違反して社会福祉事業を営業者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者であることを制限し、又はその停止を命ずることができる。

※下線部は社会福祉法改正（令和2年4月1日施行）部分

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（社会福祉事業に関する事務）

第七十四条の四十九の七 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する社会福祉事業に関する事務は、社会福祉法第七章及び第八章の規定により、都道府県が処理することとされている事務(中核市が営業者社会福祉事業に係る同法第七十条の規定による検査及び調査に関する事務を除く。)とする。この場合においては、次項において特別の定めがあるものを除き、これらの章中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

- 2 前項の場合においては、社会福祉法第六十二条第一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同法第六十五条第一項及び第二項中「社会福祉施設」とあるのは「社会福祉施設(都道府県が設置するものを除く。)」と、同条第三項中「社会福祉施設の設置者」とあるのは「社会福祉施設の設置者(都道府県を除く。)」と、同法第六十七条第一項及び第六十八条の二第一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同法第六十八条の五第一項及び第二項中「社会福祉住居施設」とあるのは「社会福祉住居施設(都道府県が設置するものを除く。)」と、同条第三項中「社会福祉住居施設の設置者」とあるのは「社会福祉住居施設の設置者(都道府県を除く。)」と、同法第六十九条第一項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、同法第七十条中「社会福祉事業を営業者」とあるのは「社会福祉事業を営業者(都道府県を除く。)」と読み替えるものとする。
- 3 中核市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の規定により、社会福祉法第七十条の規定による社会福祉事業についての都道府県知事の検査及び調査に関する規定は、これを適用しない。

※ 下線部は地方自治法施行令改正（令和2年4月1日施行）部分

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（中核市の権能）

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口二十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 中核市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。